

富里市飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱

(平成25年12月27日告示第177号)

改正 平成28年3月31日告示第86号 平成28年12月15日告示第196号
令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱（平成22年7月6日付け生振第551号）（以下「県要綱」という。）、千葉県飼料用米等拡大支援事業実施要領（以下「県要領」という。）、千葉県飼料用米等拡大支援事業実施要領の運用について（以下「県運用」という。）、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において富里市飼料用米等拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する農業者
- (2) 市内に住所を有する農業者で構成する集落営農組織（農業生産過程の全部又は一部を共同で行うことを目的とする組織をいう。）
- (3) 市内に住所を有する農業者で構成する特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）
- (4) 市内に主たる事務所を置く農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）

2 事業実施主体は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 米の生産数量目標に従って生産していること。ただし、米の生産数量の目標を受けていない事業実施主体にあつては、米の生産数量目標に従って生産を行ったものとみなす。
- (2) 新規需要米取組計画書（米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第5の1に規定する計画書をいう。）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第1項に規定する計画書をいう。）の認定を受けて生産していること。

3 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（補助金の対象水田）

第3条 補助金の交付対象となる水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙2に定める交付対象農地をいう。）において、当該年度に県運用記載の対象作物を作付けしている水田とする。

（補助事業の内容）

第4条 補助事業の種類は、次に掲げるとおりとし、その内容、事業実施主体、採択要件及び補助率については、県要領第2に定める別表のとおりとする。

(1) 担い手水田利活用高度化対策型

ア 固定団地型

イ ブロックローテーション

(2) 飼料用米等生産支援型

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業実施主体は、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に事業計画書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、規則第8条の規定により交付決定の通知をするものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号いずれかに該当するときは、規則第14条に定める補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業の変更及び中止（廃止）

(2) 事業実施主体の変更

(3) 補助事業費30パーセントを超える経費の増減

2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、農業事務所長の承認が得られた場合に限り、当該補助金の変更等の承認を行うものとする。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けた事業実施主体は、その補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により額の確定の通知をするものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の通知を受けた事業実施主体は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合

にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年3月31日告示第86号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日告示第196号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。